

ビジネス PC サービス利用規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします [下線部を追加・変更]

変更前	変更後
<p>第 1 条 サービスの内容</p> <p>本サービスは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）自らが占有・管理するパーソナルコンピューター等の端末機器（以下「端末機器」といいます。）により、通信回線に接続のうえ、次のサービスを利用することができます。</p>	<p>第 1 条 サービスの内容</p> <p>本サービスは、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）自らが占有・管理するパーソナルコンピューター等の端末機器（以下「端末機器」といいます。）により、通信回線に接続のうえ、次のサービスを利用することができます。 <u>また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTD 社」といいます。）が提供する端末認証サービス「VALUX」の契約を締結し、VALUX 経由で通信回線に接続のうえサービス利用する場合も含まれます。</u></p>
<p>第 2 条 利用申込</p> <p>2. 当社は、次の各号の事実該当するときは、申込を承諾しないものとします。</p> <p>(1) 申込者またはその関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 22 号に定める会社をいいます。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらの構成員、その他これらに準ずる者(暴力団準構成員を含むものとし、これらの者を以下、「暴力団等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p>	<p>第 2 条 利用申込</p> <p>2. 当社は、次の各号の事実該当するときは、申込を承諾しないものとします。</p> <p>(1) 申込者またはその関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 <u>25</u> 号に定める会社をいいます。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロもしくは特殊知能暴力集団等またはこれらの構成員、その他これらに準ずる者(暴力団準構成員を含むものとし、これらの者を以下、「暴力団等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p>
<p>第 5 条 本人確認</p> <p>1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認は、電話番号等により契約者ご本人であることを確認する方式とします。</p>	<p>第 5 条 本人確認</p> <p>1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認は、電話番号等 (<u>VALUX 経由の場合は NTTD 社より認証済情報として通知された VALUX の接続 ID (以下「接続 ID」といいます。)</u>) により契約者ご本人であることを確認する方式とします。</p>

以上